

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年10月30日(水) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告
第2	会議録署名委員の指名
第3	会期の決定
第4	議案第45号 農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第46号 農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第47号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第7	議案第48号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第8	その他 (行事予定等)

6 会議録署名委員 8番 河野 博子 9番 杉尾 英敏

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	新倉 好雄	局長補佐	今井 孝洋	係長	緒方 恵美
		主査	別宮 愛		

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、10月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、10月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 15日、宮崎県農業会議常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。 21日、農地転用等審査会、第2小委員会を開催しました。 同日、令和6年度宮崎県農業委員、農地利用最適化推進委員全体研修会が宮崎市で開催されました。 本日、10月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	15番	議長、15番。 10月10日、午前9時より役場第3会議室で、3番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 8番 河野 博子(かわの ひろこ)委員 9番 杉尾 英敏(すぎお ひでとし)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り したいと思いますが、御異議はありませんか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りいたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第45号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第45号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第45号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について事務局の説明を聞いた上で補足説明したいと思います。
	事務局	議長、事務局。 今までの事例では、法人が農地を所有するときには農地所有適格法人の認定を受けてから農地を取得するという手続きでしたが、貸借に限っては適格法人の認定を受けずに、解除条件付きの契約で農地を貸借出来ます。今回の事例がその案件になります。法人について窓口での聞き取りでは、福岡県うきは市で農業を営んでおり、現在九州管内で複数県をまたぐ認定農業者の途中でこのことです。
	8番	議長、8番。 引き続き補足説明いたします。法人の役員については3人で、県外の親子と川南在住の方になります。今回、1号とこの後の2号の土地を使用貸借で借り受け、甘藷を有機栽培するということでした。福岡の方でも甘藷やお米を栽培し、お米は独自ブランドとして販売しているという事です。農業体験も行っており、川南の役員の方は、障がいのあるお子さんにも農業体験をさせてあげたいとのことでした。事務所は町内に

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		開設し、機械類は福岡から輸送するかこちらでリースで考えており、保管用の倉庫については現在探している最中です。生産物の出荷先はこちらで探すそうです。今後の事業の拡大については、事業の結果次第だという事です。
	4番	議長、4番。 法人の経営規模はどのくらいですか。また、県外役員の方の年齢構成を教えてください。
	8番	議長、8番。 経営規模は、田、畑で所有地と貸借地も含め5haくらいです。その中で、賃貸借も使用貸借もあります。代表取締役が子で53歳、取締役の親が77歳です。 内容は記載のとおりです。場所は、10号線の唐瀬原中学校に上がる交差点から東に入ると鈴南の里がありますが、その手前の農地になります。以前は耕作している人がいたのですが、最近では年に数回草刈りする程度だそうで、荒れてしまうのもいけないので、今回使用貸借で貸し出すものです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。
	議長	次に、2号 。
2号 補足説明	8番	議長、8番 。 2号 について補足説明いたします。 本来であれば18番委員の担当ですが、1号の案件がありましたので私の方で調査しました。内容は記載のとおりです。こちらでも使用貸借での契約ですが、写真を見ていただくと荒れている状態です。この土地を法人が整備して甘藷を耕作するということです。ただ、荒れている状態のまま貸借していいのか皆で御審議いただきたいと思います。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	5番	議長、 5番。 この土地は、皆さんと3年前に協議をして売買が成立した土地になります。当時整備をした時に石がたくさん出てきて、甘藷を耕作出来るような土地ではありませんでした。現に、現在の所有者も当時から一度も作付けをしておりません。なので、甘藷を耕作するのは不可能だと思います。一度、皆で現地を確認した方がいいと思います。
	6番	議長、 6番。 今回申請者はやる気があるのですが、一度申請を取り下げていただき、双方で対象農地を綺麗にした状態になってから再度申請していただくという事ではどうでしょうか。
	4番	議長、 4番。 6番委員の意見でもいいのですが、5番委員の意見も一理ありますので、一度現地確認した方がいいのではないのでしょうか。
	議長	この案件については、後日皆で現地確認を行い再度審議するという事で継続審議としたいと思いますよろしいですか。 (異議なしの声)
	議長	2号 については、継続審議といたします。
3号 補足説明	議長	次に、 3号 。
	9番	議長、 9番 。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、祝子塚公民館から見晴に向かう途中に公園がありますが、その手前の交差点の左側で、受人の自宅の隣になります。渡人とは以前から話が出来ており、今回の申請になったそうです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。
	議長	次に、4号 。
4号 補足説明	2番	議長、2番 。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、坂の上の十字路から駅の方に向かい、途中で駅に下りる道と伊倉に下りる道の三叉路に記念碑が建っている所に鶏舎があります。その鶏舎の周りの畑になります。受人がその鶏舎を購入したのですが、県からの指導で埋却地として使用するそうです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	6番	議長、6番。 詳細の場所を教えてくださいませんか
	2番	議長、2番。 場所は、坂の上の十字路から東側、駅の方に向かい、途中で駅に下りる道と伊倉に下りる道があり、角に記念碑が建っている所の横に鶏舎があり、その北側と南側の土地です。受人がその鶏舎を購入したのですが、埋却地が必要だという事での売買になります。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第46号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第46号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第46号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
	7番	議長、7番。 第2小委員会の委員長報告を行います。 10月21日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果1号、2号ともに許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
1号 補足説明	議長	1号。
	2番	議長、2番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、通山小学校から通浜に向かう道路で小学校から通浜に下りる道路の中間地点ぐらいを北側に入った所です。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		申請地の農地の区分は、集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、不許可の例外であるため立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願います。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、 2号 。
2号 補足説明	18番	議長、18番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、国道10号線の番野地坂を上がり、セブンイレブン跡地の手前を東側に入った所です。受人が渡人の宅地を購入し一般住宅を建設するのですが、面積が狭いという事で隣接する農地を利用するという事です。 申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願います。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第47号 集積(所有権)	議長	【日程第6】 議案第47号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第47号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、6件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願い 申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで、18番委員の退室を求めます。 ＜ 18番 委員退室 ＞
	議長 議長	担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	5番	議長、5番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則 第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議 方よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	5番	議長、5番。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。譲渡人は都城の方で、譲受人が20年近く対象農地を耕作していることから今回の案件になりました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、決定することといたします。
	議長	ここで、18番委員の入室を許可します。 ＜ 18番 委員入室 ＞
	議長	次に、3号。
3号 補足説明	6番	議長、6番。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。譲渡人の農地を譲受人が以前から貸借し耕作していましたが、譲渡人が売りたいとの希望がありましたので仲介に入り成立した案件になります。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
		農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願います。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、決定することといたします。
4号 補足説明	議長	次に、4号 。
	6番	議長、6番 。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。譲受人は3号の譲受人の子になります。今回名義を分けた理由が、以前、譲受人の隣の農地を子の名義で購入し、今回売買する土地を含めて一体的に耕作していることから今回の申請になりました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願います。
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、決定することといたします。
	議長	次に、5号 。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
5号 補足説明	1番	議長、1番。 5号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、山本小学校西側の旧山本商店の裏の農地になります。以前から譲受人が耕作をされており、今回賃借から売買ということになりました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願ひいたします。
	議長	5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号 については、決定することといたします。
	議長	次に、6号。
6号 補足説明	2番	議長、2番。 6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、坂の上にピーマンのトレーニングハウスがあります。その近くに譲渡人のハウスがあり、そこに隣接した場所になります。トレーニングハウスが7期生を迎え、最後になるという事ですが、ハウスを建てる土地がないという事で、譲渡人も事業に深く関わっていたことから、今回自分の土地を売買するという事でした。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願ひいたします。
	議長	6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	6号 については、決定することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
議案第48号 促進(中間)	議長	【日程第7】 議案第48号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第48号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、12件でございます。 内訳は、更新が1号から4号までの4件、新規が5号から12号までの8件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
1号から4号	議長	1号から4号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	8番	議長、8番。 1号と2号について契約期間が1年の理由は何かありますか。
	18番	議長、18番。 昨年も1年契約だったのですが、借り手の方が体調に不安があるという事で、毎年1年契約にしているそうです。
	議長	他に御意見、御質問は、ございませんか。 無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から4号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
新規案件	議長	引き続き、5号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	5号、6号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
5号、6号 補足説明	5番	議長、5番。 5号、6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	5号、6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号、6号 については、承認することといたします。
7号、8号 補足説明	議長	7号、8号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
	2番	議長、2番。 7号、8号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	7号、8号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	7号、8号 については、承認することといたします。
	議長	9号、10号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
9号、10号 補足説明	2番	議長、2番 。 9号、10号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	9号、10号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	9号、10号 については、承認することといたします。
	議長	11号、12号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
11号、12号 補足説明	2番	議長、2番 。 11号、12号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手の方は、9号と10号の夫で、7号と8号の親にあたります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	11号、12号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	11号、12号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 10月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 売買のためが1件、中間管理事業への移行が1件、分筆のためが2件、所有者の都合が2件の計6件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「11月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「11月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和6年10月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会10月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

8番

9番